

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

		資料番号	3	担当課	庁舎管理担当課
法令名	愛媛県庁舎管理規則	根拠条項	第10条1項	不利益処分の種類	撤去等の命令
<p><b>第10条</b> 庁舎管理責任者は、次の各号の一に該当する物がある場合において、庁内の秩序の維持及び安全の保持のため必要があると認めるときは、直ちに、その所有者若しくは占有者又は当該各号に掲げる行為をした者にその撤去又は庁舎外への搬出を命ずるものとする。</p> <p>(1) 庁舎内に持ち込まれた爆発物その他の危険物</p> <p>(2) 庁舎内に掲揚され、掲示され、はり付けられ、若しくは持ち込まれた旗、のぼり、懸垂幕、宣伝ビラ、プラカードその他これらに類する物又は庁舎内に持ち込まれた拡声器、鳴り物等</p> <p>(3) 庁舎内に設置されたテントその他の施設</p> <p>(4) 庁舎内に放置された物品</p> <p>(5) その他庁内の秩序をみだし、若しくはみだすおそれがあると認められる物又は庁内の安全の保持をおびやかし、若しくはおびやかすおそれがあると認められる物</p>					